

# 国民健康保険のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

## 令和4年度の納税通知書を送付します

- ・7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」をお送りします。納税通知書では、世帯の保険税額と納付方法をお知らせしています。ご確認のうえ、期日までに納付してください
- ・保険税の納付には、便利な口座振替をおすすめします

## 令和4年度の国民健康保険税

令和4年度からの保険税を下表のとおり改定しました。加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、今後とも安心して医療が受けられる体制を続けることができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

		医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護保険分 40歳～64歳	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	令和3年分の 所得金額-43万円	6.5%	6.8%	2.4%	2.6%	2.2%	2.6%
均等割	加入者一人に 対して※	24,000円	26,400円	8,400円	9,600円	9,600円	10,800円
平等割	一世帯に対して	20,400円 (変更なし)		8,400円	7,200円	4,800円	6,000円
上限額		63万円(変更なし)		19万円(変更なし)		17万円(変更なし)	

※令和4年度から未就学児の「均等割」は5割減額されます

## 保険税の均等割・平等割額軽減

世帯の所得金額と被保険者数に応じて、保険税の均等割・平等割額が軽減されます。所得による軽減についての手続きは不要です。

均等割・平等割の 軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得基準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(28万5千円×被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(52万円×被保険者数) 以下の世帯

## 70歳以上の人に『国民健康保険 高齢受給者証』を送付します

70歳から74歳までの人に新しい「国民健康保険 高齢受給者証」(白色)を7月中にお送りします。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい高齢受給者証を国民健康保険証と一緒にご提示ください。

※お手続き等は必要ありません



## 『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の手続きについて

医療機関の窓口で支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。8月以降の認定証が必要な人は、8月1日(月)より役場保険医療課で更新の手続きをしてください。7月中にご来庁いただいてもお渡しできませんので、ご注意ください。



### 《持ち物》

保険証、免許証等身分証明書(来庁者)、  
マイナンバーカード等個人番号がわかるもの(世帯主)  
※別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です

※有効期限が過ぎた「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」は、役場保険医療課へ返却してください

### 更新手続きは郵送でも受け付けます

郵送での更新手続きの詳細については、町ホームページをご参照ください。



## 新しい『国民健康保険被保険者証』は8月下旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は8月31日です。新しい保険証について、詳しくは8月号の広報に掲載予定です。

## 窓口の密集緩和にご協力ください

7月は保険医療課窓口の混雑が予想されます。ご来庁いただくみなさんにはご不便をおかけします。お問合せは、電話でも対応していますので、窓口の密集緩和にご協力ください。